

◆保育料(利用者負担額)について R8.9.1月現在

Ⅰ 保育料(利用者負担額)算定方法

保護者の住民税(均等割・所得割額)の合算額によって市町村算定します。また、年度の途中で住民税の対象年度が変わります。

- 〔 令和9年4月～令和9年8月分の保育料:令和8年度の**住民税**をもとに算定
令和9年9月～令和10年3月分の保育料:令和9年度の**住民税**をもとに算定

なお、修正申告等で税額変更の手続きを行った場合は、翌月から保育料が変更になり、追徴になる場合もあります。

Ⅱ 保育料軽減について

1 基本条件

【 教育区分:学年齢満3歳～5歳 : 1号認定 】

保育料無償化に伴い、1号認定こどもの利用料は無償。給食費(主食費・副食費)は保護者負担。

【 保育区分:学年齢 3歳～5歳 : 2号認定 】

保育料無償化に伴い、2号認定こどもの利用料は無償。給食費(主食費・副食費)は保護者負担。

【 保育区分:学年齢 0歳～2歳 : 3号(2号※1)認定 】

※1 2歳児は、年度途中で満3歳になった時点で支給認定が2号に切替となりますが、保育料は学年齢によって決定されますので、切替による変更はありません。

- | | |
|--|---------------|
| ① 保育所・認定こども園に在籍している児童のうち、最も年齢が高い児童 | … 年齢枠の全額保護者負担 |
| ② 保育所・認定こども園・幼稚園に在籍している児童のうち、次に年齢が高い児童 | … 年齢枠の半額保護者負担 |
| ③ 保育所・認定こども園・幼稚園に3人以上同時に在籍している場合は第3子目以降の児童 | … 無料 |
| ④ 住民税非課税世帯 | … 無料 |

2 熊本県多子世帯子育て支援事業【 対象:学年齢 0歳～2歳 : 3号(2号※1)認定】

18歳未満の児童を養育している家庭の第3子目以降のお子さんに限り保育料が無料となる事業。(学年齢3歳児以降は対象外)
・但し、保育料(利用者負担額)基準額表D6・D7階層は対象外。

3 その他の軽減措置【 対象:学年齢 0歳～2歳 : 3号(2号※1)認定】

- ① 市町村民税所得割額が77,101円未満の母子等※2【 保育料(利用者負担額)基準額表C2～D2階層の一部 】
⇒保育料を標準時間7,000円/短時間5,000円に減額、第2子以降は無料(学年齢3歳児以降は対象外)

※2「母子等」とは

母子・父子世帯または、身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳保持者がおられる世帯

- ・ 同居家族に、身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳をお持ちのかたがいる場合手帳の写しを市に提出した翌月から保育料が軽減される場合があります。
- ・ 婚姻や障がい軽減対象のご家族の転居等の事由が発生した場合は、軽減の適用がなくなります。

- ② 市町村民税所得割額が57,700円未満の世帯【 保育料(利用者負担額)基準額表C1～D1階層の一部 】
⇒第2子は半額、第3子は無料(学年齢3歳児以降は対象外)

Ⅲ 副食費の免除について

副食費は原則保護者負担ですが、次の条件に該当する場合は給食の副食費が免除されます。

- ① 年収360万円未満相当世帯の子ども
【1号認定】 保育料(利用者負担額)基準額表A～C階層(市町村民税所得割課税額77,101円未満)世帯
【2号認定】 保育料(利用者負担額)基準額表A～D1階層の一部(市町村民税所得割課税額57,700円未満)世帯
- ② 1号認定で小学校3年生(学年齢8歳)以下の子どもから数えて第3子以降の子
- ③ 2号認定で年長児(学年齢5歳児)以下の子どもから数えて第3子以降の子
- ④ 2号認定で高校3年生(学年齢18歳)以下の子どもから数えて第3子以降の子(菊池市)
※但し、保育料(利用者負担額)基準額表D6・D7階層は対象外。

保育料(利用者負担額)基準額表

保育料(利用者負担額)と副食費免除該当の有無は、保護者の市町村名税所得割額の合算額により決定されます。但し、1号認定・2号認定の保育料は、無償化になっています。3号認定の保育料は市町村によって異なります。以下は菊池市の基準です。

階層区分		満3～5歳児 (1号)	階層区分		3-5歳児(2号)		0-2歳児(3号)	
					標準時間	短時間	標準時間	短時間
A	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む)等	0 円	A	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む)等	0 円	0 円	0 円	0 円
B	市町村民税非課税世帯 又は 市町村民税均等割課税世帯	0 円	B	市町村民税 母子等	0 円	0 円	0 円	0 円
				非課税世帯 一般	0 円	0 円	0 円	0 円
C1	市町村民税 均等割課税世帯	0 円	C1	市町村民税 母子等	0 円	0 円	6,000 円	4,000 円
				均等割課税世帯 一般	0 円	0 円	13,000 円	9,000 円
C2	市町村民税 均等割課税額40,000円未満	0 円	C2	市町村民税 母子等	0 円	0 円	7,000 円	5,000 円
				均等割課税額40,000円未満 一般	0 円	0 円	15,000 円	11,000 円
C3	市町村民税所得割課税額 77,100 円以下	0 円	C3	市町村民税所得割課税額 40,000 円以上 48,600 円未満	0 円	0 円	18,000 円 (7,000円)	13,000 円 (5,000円)
D1	市町村民税所得割課税額 77,101 円以上 211,200 円以下	0 円	D1	市町村民税所得割課税額 48,600 円以上 75,000 円未満	0 円	0 円	24,000 円 (7,000円)	18,000 円 (5,000円)
D2	市町村民税所得割課税額 211,201 円以上	0 円	D2	市町村民税所得割課税額 75,000 円以上 97,000 円未満	0 円	0 円	28,000 円 (7,000円)	21,000 円 (5,000円)
D3	市町村民税所得割課税額 77,101 円以上 211,200 円以下	0 円	D3	市町村民税所得割課税額 97,000 円以上 140,000 円未満	0 円	0 円	32,000 円	24,000 円
D4	市町村民税所得割課税額 211,201 円以上	0 円	D4	市町村民税所得割課税額 140,000 円以上 169,000 円未満	0 円	0 円	34,000 円	25,000 円
D5	市町村民税所得割課税額 77,101 円以上 211,200 円以下	0 円	D5	市町村民税所得割課税額 169,000 円以上 301,000 円未満	0 円	0 円	36,000 円	27,000 円
D6	市町村民税所得割課税額 211,201 円以上	0 円	D6	市町村民税所得割課税額 301,000 円以上 397,000 円未満	0 円	0 円	40,000 円	30,000 円
D7	市町村民税所得割課税額 77,101 円以上 211,200 円以下	0 円	D7	市町村民税所得割課税額 397,000 円以上	0 円	0 円	40,000 円	30,000 円

・表の色付き部分(市町村民税所得割課税額77,101円未満)は、副食費も免除対象となります。

・その他の副食費免除の条件については、裏面のⅢをご確認ください。

・3号認定の保育料には、給食費(副食費+主食費)も含まれています。

・表の色付き部分(市町村民税所得割課税額57,700円未満)は、副食費も免除対象となります。

・表の0-2歳児(3号認定)C3～D2階層カッコ内の保育料は、市町村民税所得割課税額77,101円未満の世帯が対象です。

・2歳児は、年度途中で満3歳になった時点で支給認定が2号に切替となりますが、保育料は学年齢によって決定されますので、支給認定の切替による保育料の変更はありません。

・保育料軽減や副食費免除の条件については、裏面のⅡ及びⅢをご確認ください。

・保育料は、毎月口座振替による納入となります。

◆特別負担額について ※保育料以外にご負担いただく費用です

① 口座振替にて納入していただく費用 : 口座振替日 毎月26日(26日が土日の場合は翌月曜日)

区分	費用種別	給食費 ※副食費は免除になる場合あり (月額)	施設維持費 (月額)	月刊絵本代 (月額)	口座振替事務手数料 (月額)
1号認定	主食費550円 副食費4,600円 ※8月除く	2,000円	—	500円	100円 ※3号認定で、保育料無償化に該当される場合を除く。
2号認定	主食費550円 副食費5,100円※おやつ代含む				
3号認定	保育料(利用者負担額)に含まれています			※0歳児を除く	

② 雑費袋にて納入していただく費用 : 毎月10日頃を目安に納入

おむつ廃棄代行料	月額300円(紙おむつを使用している幼児のみ)
サポート保育利用料	延長保育(一時預かり保育)を利用した場合のみ ※利用した月ごとに利用料を集計して翌月に請求
その他の実費	保険料、園外保育交通費等、観劇料、用品・制服等購入費 等 ※費用が発生する当月または翌月に請求
PTA会費	PTA総会にて決定 令和8年度実績:前期(5月)・後期(11月)に1500円ずつ
ICTシステム利用料	年額2,400円(5月に納入) ※年度途中入園の場合は、当該年度の在園月数×200円

③ 個人用品購入費 (令和9年度見込)

制服・体操服代	22,000円程度 (全て一着ずつ購入する場合)	
新入園用品代	ひよこ	4,000 円程度
	そら	4,000 円程度
	にじ	12,000 円程度
	ほし	12,000 円程度
	ひかり	13,000 円程度

※ 全て一式購入する場合の費用です。

※ 価格の改訂等により変更となる場合があります。

※ 進級時に1,000～4,000円の個人用品代が必要で。

特定負担額は、諸般の事情により、在園期間中に改定になることがあります。